

弁理士法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）

改 正 案	現 行
<p>（試験の免除）</p> <p>第四条 法第十一条第三号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う試験を免除する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 司法試験に合格した者 前条の表の上欄の第七号に掲げる科目</p> <p>九・十 （略）</p>	<p>（試験の免除）</p> <p>第四条 法第十一条第三号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う試験を免除する。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 前条の表の上欄の第七号に掲げる科目に対応する同表の下欄に掲げるいずれかの選択問題について司法試験第二次試験を受け当該試験に合格した者 前条の表の上欄の第七号に掲げる科目</p> <p>九・十 （略）</p>